8月は夏季省エネルギー月間です

身近なところからエネルギーの無駄を見直し、賢い節電に取り組みましょう。家庭での省エネは、地球温暖化防止にもつながります。　問 環境政策課☎内線2523

◇**クールビズで省エネ**……人が快適と感じる室温は、スーツの場合26度ほどですが、軽装にすると28度ほどで快適性を保てます。
◇**家電製品で省エネ**……省エネモードに変更し、使っていない家電のコンセントを抜きましょう。省エネ製品への買い替えも検討してみましょう。
◇**旬の食材で省エネ**……旬のものを食べることで、栽培に掛かるエネルギーを削減できます。夏野菜は暑さで火照った体を冷やし、疲労回復にも効能があります。
◇**打ち水で省エネ**……夕方に風呂の残り湯などを利用し打ち水をすると、周辺が冷やされ涼しさが感じられます。
◇**早寝早起きで省エネ**……照明や家電の使用を減らせます。

◆エアコンの控え過ぎによる熱中症などにご注意ください！
健康に配慮し、無理のない範囲で省エネにご協力ください。

太陽光発電や太陽熱利用システムなどの設置費用を助成します

申問 環境政策課☎内線2523へ

◆新エネルギー導入助成
◇**対象設備**　太陽光発電、蓄電池
◇**助成金額**　設備の最大出力量に対し、1kW当たり20,000円（上限80,000円）。蓄電池を同時設置する場合は100,000円を加算（条件あり）

◆太陽熱利用システム導入助成
◇**対象設備**　①強制循環式ソーラーシステム、②自然循環式太陽熱温水器
◇**助成金額**　①50,000円、②20,000円

※いずれも予算の範囲内で助成します。助成の条件など、くわしくは同課へお問い合わせください。

9月から 小型家電の無料回収を始めます

問 ごみ対策課☎内線2533

小型家電の基盤などに含まれる希少金属（レアメタルなど）をリサイクルするため、市内の公共施設に回収ボックスを設置し、家庭で不用となった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電を回収します。ごみの減量と限りある資源の有効活用のため、お近くの回収ボックスをぜひご利用ください。

◇回収品目
携帯電話、PHS端末、電話機、デジタルカメラ、タブレット端末、ゲーム機、USBメモリ、ラジオ、ドライヤー、電子時計などの30×15cm未満の小型家電

◇回収ボックス設置場所
市民センター（市役所本庁舎、第二庁舎）、コミュニティセンター（7カ所）、リサイクル市民工房

平和カレンダーの絵とメッセージを募集します

問 企画経営課☎内線2115

市では、毎年、小学生が描いた「平和の絵」と市民のみなさんから寄せられた「平和へのメッセージ」を載せた平和カレンダーを作成しています。ぜひご応募ください。

◆平和をテーマにした絵
B4サイズの用紙に横長で、平和について自由に描いてください（文字は入れないこと）。
人 市内在住の小学生（グループ可）
申 市立小学校の児童は各指定日までに学校へ提出してください。そのほかの児童は9月9日㈫までに持参または郵送で「〒181-8555企画経営課」（第二庁舎1階）へ
※応募者全員に完成した平和カレンダーを、入選者には記念品を差し上げます。
※11月に開催予定の「平和の絵展」で、応募作品を展示（学年・クラス・氏名を表示）します（応募多数の場合は入賞作のみの展示）。

◆平和へのメッセージ
「戦没者追悼式並びに平和祈念式典」（8月15日㈮）や「平和展」（8月8日㈮～15日㈮）などの会場（1面参照）に備え付けのアンケート用紙に、平和への思いを自由に書いてください（郵送も可）。「平和の絵」を応募する児童は、絵と一緒に提出してください。
※入選者には記念品を差し上げます。

「2014年平和カレンダー」表紙

原子爆弾被爆者の方へ見舞金を支給します

被爆者健康手帳（ピンク色の手帳）の交付を受けている方で、今年1月1日～8月15日㈮に引き続き市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方に、見舞金（12,000円）を支給します。

対象になると思われる方には、8月15日の「戦没者追悼式並びに平和祈念式典」のご案内と併せて、申請書類を送付しています。
申 8月16日㈯～31日㈰に申請書を持参または郵送で「〒181-8555地域福祉課」（市役所1階17番窓口）へ
※対象の方で、申請書類が届かない場合は同課へお問い合わせください。
問 同課☎内線2614

障がい者（児）手当などの受給資格の確認と申請を忘れずに

毎年8月は、各種障がい者（児）手当の更新月です。前年の所得が一定の基準を超えたり、施設入所などで受給資格がなくなった方でも、再び所得が基準内になった場合や施設を退所した場合は、再度申請手続きをすることで手当を受給できます。

各手当の受給資格などを確認のうえ、忘れずに申請してください。

申問 障がい者支援課☎内線2618へ

手当の種類	対　象　者	手当の額（月額）
特別障害者手当（国）	20歳以上で身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度程度の障がいが2つ以上重複するか、これらと同等の疾病、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）の方	26,000円
障害児福祉手当（国）	20歳未満で身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1度と2度の一部の方、またはこれらと同等の疾病、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）の方	14,140円
重度心身障害者手当（都）	常時複雑な介護を要する最重度の心身障がい者	60,000円
特別障がい手当（都）	20歳以上の身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方	15,500円
一般障がい手当（市）	身体障害者手帳1級～4級、愛の手帳1度～4度の方	4,000円
特定疾患（難病）手当（市）	次のいずれかに該当する方またはその保護者 • 三鷹市の指定する疾患を有し、東京都難病医療費の助成または小児慢性疾患医療費の助成を受けている方 • 点頭てんかんを有する方	6,000円

※手当は申請した月（一部手当については翌月）分から支給します。
※手当によって、所得制限や併給制限などの支給要件があります。
※特別障害者手当・障害児福祉手当・重度心身障害者手当・特別障がい手当は、特定の施設に入所している場合は、受給できません。
※重度心身障害者手当と特別障がい手当は、65歳以上の方は特定の場合を除き新規申請はできません。

◇特定疾患手当の支給要件が8月1日から変わりました。8～11月分（12月25日㈭支給）から、変更後の手当額（上記）になります。

平成27年度小学校入学児対象就学時健康診断のご案内

問 学務課☎内線3238

対象児童の保護者に、10月上旬までに「就学時健康診断通知書」を送付します。内容を確認し、保護者同伴のうえ、必ず受診してください。
人 平成27年度に小学校に入学するお子さん（20年4月2日～21年4月1日生まれ）
物 室内履き、履物入れ、筆記用具、母子手帳、就学時健康診断票（必要事項を記入）、着脱しやすい服装

◆日程（受付は午後1時30分～2時、来校は1時以降可）

開催日		学校名	所在地
10月	17日㈮	第一小学校	新川6-4-32
	20日㈪	羽沢小学校	大沢4-9-1
	21日㈫	中原小学校	中原2-12-13
		東台小学校	中原2-17-37
	22日㈬	井口小学校	井口3-7-11
	27日㈪	第七小学校	上連雀7-7-7
	28日㈫	第五小学校	井の頭2-34-21
	29日㈬	第三小学校	上連雀4-12-3
	31日㈮	北野小学校	北野3-1-5
11月	7日㈮	高山小学校	牟礼4-6-12
	11日㈫	第六小学校	下連雀6-13-1
	18日㈫	南浦小学校	下連雀9-9-1
	21日㈮	第二小学校	野崎3-19-1
		第四小学校	下連雀1-25-1
	25日㈫	大沢台小学校	大沢2-6-18
	28日㈮	予備日（教育センター）	下連雀9-11-7

※私立・国立の小学校を受験する方も受診できます。
※27年1月以降に市から転出を予定している方も受診してください。
※年内に市から転出する方、実施日に病気などで都合が悪くなった方は、同課へお問い合わせください。
※お住まいの住所地の指定校で受診してください。また、自家用車での来校はご遠慮ください。